

お知らせ

● 家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査し、取り壊した家屋は年内に確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊し済みの方と予定がある方は、下記申告先まで知らせてください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。

- ▽耐震改修減額
- ▽バリアフリー改修減額
- ▽省エネ改修減額

■ 申告・問い合わせ先
 税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内1109・1110)

● 住宅用地の利用状況変更による申告

住宅用地は、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

利用状況を下記のように変更した場合、申告先まで知らせてください。

- ▽更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽土地の利用状況を変更した場合(例:新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽住宅用地の住宅戸数に変更があった場合

■ 申告・問い合わせ先
 税務課固定資産税係
☎(48)1111 (内1109・1110)

訂正とお詫び

広報あぐい7月15日号の12ページに掲載した今月号の表紙に誤りがありましたので、訂正してお詫び申し上げます。
 (誤)草木小学校の児童→(正)南部小学校の児童

● 「こどもの人権相談」強化週間

～なんでもおしえて
 ところのもやもや～
 いじめ、虐待、学校生活、家庭の問題など、子どもの悩みごと、心配ごとの相談に応じます。

■ 日時 8月21日(水)～27日(火)
 午前8時30分～午後7時まで
 ※ 8月24日(土)・25日(日)は、
 午前10時～午後5時まで

■ 相談専用電話
 こどもの人権110番
☎0120(007)110
 (フリーダイヤル)

■ SNS(LINE)による人権相談
 アカウント名
 法務局LINEじんけん相談
 検索ID @linejinkensoudan



◀友達登録はこちらから

■ 問い合わせ先
 名古屋法務局人権擁護部
☎052(952)8111 (内1471)

● 個人事業税第1期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は9月2日(月)です。

8月中に納税通知書を送付します。第1期分と第2期分の納付書を同封しますので、間違えのないようにしてください。

- 納付場所および方法**
- ・金融機関、県税事務所の窓口
 - ・コンビニエンスストア、MMK設置店
 - ・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングまたはATM
 - ・クレジットカードによる納付
 - ・スマートフォン決済アプリによる納付
- ※ コンビニエンスストア、MMK設置店での納付は、納付金額が30万円以下のものに限りです。

■ その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口またはコンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。口座振替の制度もあります。

■ 問い合わせ先 愛知県知多県税事務所 課税第一課 県民税・事業税グループ
☎(89)8174

● 「親の育ち」家庭教育支援者養成講座

■ 日にち
 3日間、6講座で開催します。
 ①9月19日(木)
 ②9月25日(水)
 ③10月4日(金)

■ 場所
 愛知県生涯学習推進センター
 (地下鉄桜通線太閤通駅下車徒歩2分)
 ※ オンラインでの受講も可

■ 内容
 各時期の子どもの特徴や保護者支援をはじめ、子育てや家庭教育支援に関すること。申込方法など詳しくは、愛知県教育委員会あいちの学び推進課のホームページをご覧ください。

■ 申し込み・問い合わせ先
 愛知県あいちの学び推進課
☎052(954)6780



◀あいちの学び推進課ホームページ

編集後記 阿久比といえば田園風景、という方も多いのではないのでしょうか。名鉄電車に乗って家路につくときに田んぼの広がるのどかな風景が見えはじめると、なんとなく心が落ち着きます。そんな自然豊かなこの町を役場から撮影してみました。どこから撮影したか、お分かりでしょうか。役場に立ち寄って探してみてください。



今月の納税など

町民税	2期分
国民健康保険税	2期分
後期高齢者医療保険料	2期分
介護保険料	2期分
納期限は9月2日(月)です。	
※ 口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。	